



3. 税金について

市民税課 TEL:0942-30-9008、資産税課 TEL:0942-30-9010
税収納推進課 TEL:0942-30-9007

1年より長く日本に住んでいる人は、外国人も税金を払います。
集めた税金は、日本に住んでいる人が安心して暮らすことができるように使います。
税金は、国に払うお金と地方(県や市)に払うお金があります。あなたが、税金を
決まった日までに払わないときは、「延滞金」というお金も払うことになります。

1. 国に払う税金

前の年の1月1日から12月31日までに*所得がある人は、国に「*所得税」を払
います。所得税は、働いた年の次の年の2月16日から3月15日の間にあな
たが計算して払います。いくら払うかわからないときや払う方法は、税務署に相談
してください。会社から*給料をもらっている人は会社が毎月の給料から先に
払います。

*所得: 働いて会社などからもらったお金から、そのお金をもらうためにかかったお
金をひいたあとのお金のことです。

*所得税: 所得にかかる税金です。

*給料: 会社などからもらうお金です。

■国に払う税金を相談するとき

久留米税務署

〒830-8688 久留米市 諏訪野町 2401の10 TEL:0942-32-4461

2. 地方(県や市)に払う税金

その年の1月1日に日本に住んでいる人は、住んでいる県や市に税金を払います。

住民税(税金の名前)や自動車税(税金の名前)といいます。

国や地方に払う税金は、あなたの前の年の所得などで計算します。

2-①福岡県に払う税金

【県に払う主な税金】

税金の名前	払う人	相談するところ
県民税	福岡県に住んでいる人	久留米 県税 事務所 課税第一課
自動車税	福岡県に住んでいて、普通自動車を 持っている人	久留米 県税 事務所 収税第二課

■福岡県の税金を相談するとき

久留米 県税 事務所 (久留米 総合 庁舎 4階)

〒839-0861 久留米市 合川町 1642番地の1 TEL:0942-30-1012

2-②くろめしに 払う 税金

【くろめしに 払う 主な 税金】

税金の名前	払う人	相談するところ
市民税	くろめしに 住んでいる人	くろめしやくしよ 市民税課
軽自動車税	くろめしに 住んで 軽自動車や バイクを 持っている人	くろめしやくしよ 市民税課
固定資産税	くろめしに 住んで 土地や 建物を 持っている人	くろめしやくしよ 資産税課

3. 申告

前の年に働いて会社からいくらお金をもらったかや、あなたが持っている家・土地・車のことについて書類を書いて、税務署や市役所に 出します。これを、「申告」といいます。申告をすると、あなたが国や地方に払う税金がいくらか決まります。

4. 税金を払う

あなたが払う税金は、県税事務所や市役所が計算します。郵便で「*納税通知書」が来ます。税金は決まった日までに払ってください。税金は、一緒に入っている「*納付書」を使って銀行・郵便局・コンビニで払ってください。

*納税通知書：あなたが「どれだけのお金を」「いつまでに」「どこで払うか」など、決まったことを知らせる県や市役所からの手紙です。

*納付書：あなたが「いつまでに」「いくら払うか」を書いた紙です。

5. 納税証明書と 所得証明書

納税証明書は、「あなたがいくら税金を払ったか」を市役所が証明（他の人にわかるように）する書類です。所得証明書は、「あなたがいくらお金をもらったか」を市役所が証明する書類です。その年の1月1日に住んでいたところの市役所でもらえます。お金が あります。在留資格を 変えるときや、市のサービスを 受けるときに 必要です。

6. 税金が払えないとき

あなたが、仕事がなくて税金を払うお金がないときなどは、納付相談（「税金を遅く払うことができますか」とか「お金を分けて払うことができますか」と税務署や市役所などにきくこと）を します。税金を払わないときは、県や市のサービスを 受けることができません。在留資格を 新しく するとき 困ることが あります。福岡県に払う税金は、福岡県税事務所に相談してください。くろめしに払う税金は、税収納推進課に相談してください。

7. あなたが自分の国に帰るとき

あなたが自分の国に帰るときや、外国に行って日本に 戻ってこないときは、日本を出る前に税金を全部払わなければなりません。全部払えないときは、日本を出る前にあなたの代わりに払う人を決めて、税務署や市役所に届を出さなければなりません。